

基本方針 I 安心して子どもを生き育てることができるまち

基本目標1 子育て家庭への幅広い支援

(3)子育てに関する相談機会の提供	<p>【教育相談室】                  平成28年度より、「教育相談室」を「教育センター」に名称変更し、新たにスクールソーシャルワーカー1名を加えて、関係機関との連携をより深める支援の体制の充実を図った。</p>
(4)子育て支援情報の提供	<p>【子育てハンドブックの作成】                  子育てに関する市の制度や事業など、子育てに役立つ情報を掲載した「わらび子育てほっと情報」について、情報を更新し、28年度に再発行した。また、本情報誌については、ホームページ上で電子版も閲覧可能。</p>
(8)子育て家庭の経済的支援	<p>【ひとり親等に対する経済的支援事業】                  平成27年度より、税法上の寡婦(夫)控除が適用されない非婚のひとり親家庭について、税額等により算出される各種利用者負担料金を寡婦(夫)控除をみなし適用した税額で算出することにより利用者負担を軽減する。                  (対象となる料金等:保育園保育料、留守家庭児童指導室保育料、家庭保育室特別助成金、幼稚園就園奨励費補助金)</p>

基本目標2 安心して働ける子育て支援

(1)定期的な保育サービスなど	<p>【延長保育事業】                  平成28年7月からは、公立保育園について土曜日の保育時間を拡大し、従来の最長7:30~14:00(さくら保育園のみ7:30~17:00)までを、7時30分~19時まで(平日と同様の開園時間)とした。</p>
	<p>【放課後児童クラブ(留守家庭児童指導室)事業】                  平成27年度より対象児童を小学校1年生から6年生までに拡大。                  平成28年度からは、従来からの9室に3室を加え12室で実施。なお、新規の3室はそれぞれ小学校の一時的余裕教室を活用し整備。また、平成29年度の開設に向け、さらに2室を整備中。</p>
	<p>【地域型保育施設整備事業】                  家庭保育室から地域型保育事業への移行については、新制度について不透明な部分が多いなかで拙速に移行することのリスク等を鑑み、平成27年度は一律に見送った。                  平成28年4月に、従来あった10か所の家庭保育室のうち、7か所が地域型保育施設(小規模保育事業)に移行しており、今後も各事業者の希望に応じ移行を認可していくこととしている。</p>

【認可保育園新設事業】

平成27年度については、4月に2園、10月1園の民間認可保育園が開設。また、平成28年4月には、新たに2園の民間認可保育園が開設し、これをもって市内の認可保育園数は12園となった。

基本方針Ⅱ ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

基本目標3 子どもの健全な心身の発達の支援

(1)子どもの健康の確保・増進	【母子健康手帳の交付】 平成28年度からは、希望者に父子手帳配布を開始
	【母子訪問指導】 平成28年度からは、県事業「妊娠期からの虐待予防強化事業（妊娠期からの養育支援ネットワーク事業）」の実施主体が市となり、協力医療機関も県内全産婦人科に拡大されたことにより、妊婦への対応が強化された形で実施。

基本目標4 確かな成長を実現する教育と次世代育成

(2)学校外における教育の推進と次世代育成	【児童センター・児童館のイベント等】 平成27年度は、協働提案事業の一つとして、「NPO法人ふうせん」と協働し、「わらび子育て支援フェスタ～笑(び)ってフェスタ2015～」を開催。平成28年度についても実施予定。
-----------------------	---

基本方針Ⅲ 地域ぐるみで子育てを応援するまち

基本目標5 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

(1)住環境の整備	【住環境の整備】 平成27年度より、世代間で助け合いながら子どもを育てることができるよう、三世代の同居・近居を促進するため、三世代ふれあい家族住宅取得補助金を設置し、同居または近居のために住宅を購入、建て替える場合の補助を行っている。 また、市営住宅空き住戸入居者募集では、必要な室内改修を実施し、子育て中の母子世帯の優先入居を実施した。
(2)安心して外出できる環境の整備	【公民館の環境整備】 公民館の耐震補強等工事を順次実施。 27年度 東公民館、南公民館 28年度 市民体育館等（北町公民館、北町児童館を含む）

基本目標6 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

(1)子どもの安全を守る体制づくり	<b>【交通安全教育の推進】</b> 平成27年度より、自転車利用者の乗車用ヘルメット着用の促進を図るため、18歳未満と65歳以上の人を対象に、自転車用ヘルメット購入費の補助を実施。
(4)児童虐待の防止	<b>【DV相談による児童虐待の防止及び早期発見】</b> 平成27年度より、蕨市配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV相談等の強化を図っている。